

**【表紙】**

【提出書類】	有価証券報告書の訂正報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成28年3月11日
【計算期間】	第1期（自 平成25年11月7日 至 平成26年8月31日）
【発行者名】	ヒューリックリート投資法人
【代表者の役職氏名】	執行役員 時田 榮治
【本店の所在の場所】	東京都中央区八丁堀二丁目26番9号
【事務連絡者氏名】	ヒューリックリートマネジメント株式会社 取締役企画・管理部長 一寸木 和朗
【連絡場所】	東京都中央区八丁堀二丁目26番9号
【電話番号】	03-6222-7250
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

## 1【有価証券報告書の訂正報告書の提出理由】

初めての参照方式の有価証券届出書の提出に際して、第1期以降の有価証券報告書につき、第三者によるチェックを受けたところ、提出前の確認時に見落としがあったことにより、平成26年11月27日付で提出した有価証券報告書の記載事項のうち「投資リスク」の記載において、「本投資法人債」と記載すべき箇所を「本投資法人」と記載する誤記があったことが判明したことから、これを訂正するため、本訂正報告書を提出するものであります。

## 2【訂正事項】

下線\_\_\_\_\_は訂正箇所を示します。

### 第一部【ファンド情報】

#### 第1【ファンドの状況】

#### 3【投資リスク】

##### (1) リスク要因

##### ① 投資法人が発行する投資口及び投資法人債に関するリスク

##### (ア) 換金性・流動性に関するリスク

<訂正前>

(前略)

また、東京証券取引所が定める上場廃止基準に抵触する場合には本投資口の上場が廃止され、投資主は保有する本投資口を取引所外において相対で譲渡する他に換金的手段はありません。これらにより、本投資口を低廉な価格で譲渡しなければならない場合や本投資口が譲渡できなくなる場合があります。なお、本投資法人が本投資法人債を発行した場合について、本投資法人には、確立された取引市場が存在せず、買主の存在も譲渡価格も保証されていません。

<訂正後>

(前略)

また、東京証券取引所が定める上場廃止基準に抵触する場合には本投資口の上場が廃止され、投資主は保有する本投資口を取引所外において相対で譲渡する他に換金的手段はありません。これらにより、本投資口を低廉な価格で譲渡しなければならない場合や本投資口が譲渡できなくなる場合があります。なお、本投資法人が本投資法人債を発行した場合について、本投資法人債には、確立された取引市場が存在せず、買主の存在も譲渡価格も保証されていません。